

日薬業発第 56 号

令和 2 年 4 月 30 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会

副会長 田尻 泰典

薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点等について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日成立した令和 2 年度補正予算において、「新型コロナウイルス感染症患者等への支援」として「電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する」とされ、457,545 千円が措置されました。

この予算により、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課において「薬局における薬剤交付支援事業」が実施されることとなり、去る 4 月 23 日、事業実施者となる都道府県薬剤師会へ実施要綱が示されたところです。

今般、この事業の全国的な円滑な運用に資するため、本会において、事業の実施に関する留意点等を別添のとおりとりまとめました。

留意点として示したとおり（別添 2）、本予算の規模に鑑みますと、支援が可能な件数は限りがあります。本来、患者に薬剤の配送等を行う場合の配送料については、療養の給付と直接関係のないサービスとして患者から徴収できるものであり、今般の予算は、新型コロナウイルス感染防止のため、電話や情報通信機器による診療及び服薬指導を時限的・特例的に可能とし、その認知が広まるまでの間、一時的に、患者の負担を支援することを想定して設けられております。

つきましては、本予算ができるだけ偏りなく、必要な患者に対して支援できるよう、実施要綱に沿った形で、支援金額の設定や、配送は薬局の従事者が届ける方法を基本とすること等、実施に関する留意点をお示ししましたので、都道府県薬剤師会におかれましてはその趣旨をご理解いただき、事業を円滑に実施いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、事業実施期間の途中で予算の上限に達した場合は支援が終了することになりますので、その旨を含めてあらかじめ薬局に周知いただき、配送料の負担に関して薬局及び患者に正しく理解されるよう、あわせてご配慮をお願いいたします。

<別添>

1. 薬局における薬剤交付支援事業実施要綱（写）（令和2年4月23日、薬生発0423第2号）
2. 薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点
 - 【別紙】電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の一覧
 - 【別添】事業計画書（例）、経費所要額調書（例）
3. 今後の流れ（参考）
4. 薬局向け案内例
 - ①案内文例
 - ②事業内容及び留意点の説明：別添2の「2」以外を使用
 - ※都道府県薬剤師会への請求方法など必要な事項は追加してご活用ください。
 - ※配送方法については、薬局の従事者が届けることを基本としておりますが、配送業者を使用する場合の方法は、日薬業発第52号（令和2年4月29日）を参考にご案内ください。
 - ③実施状況報告一覧（別添2の別紙）
 - ※報告項目を変更することなくご使用ください。

以上

(写)

薬生発0423第2号
令和2年4月23日

都道府県薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長



薬局における薬剤交付支援事業の実施について

標記事業について、別紙「薬局における薬剤交付支援事業実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

別 紙

薬局における薬剤交付支援事業実施要綱

第1 目的

薬局における薬剤交付支援事業実施要綱（以下「本事業」という。）は、薬局において、電話や情報通信機器による服薬指導等（以下「電話等による服薬指導等」という。）を実施した後、薬局から患者宅等に薬剤を配送する場合の配送料等を支援することにより、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大防止や患者・医療従事者の感染リスクを避けることを目的とする。

第2 事業実施者

本事業の実施者は、都道府県薬剤師会とする。

第3 事業内容

1 実施すべき事業について

(1) 事業の内容

「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（以下「4月2日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）（以下「4月10日事務連絡」という。）等に従い、薬局において、電話等による服薬指導等を実施し、調剤した薬剤を患者宅等へ配送した場合又は薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の配送料等に係る費用を支払う。

なお、事業の実施に当たっては、事業実施者においては、厚生労働省の求めに応じて、薬局の協力のもと、4月10日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」等における検証に用いることができるよう、電話

等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の把握も行うこと。

① 補助対象

事業実施者の所在する都道府県内の薬局において、4月2日事務連絡、4月10日事務連絡等に基づき調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の以下の費用を補助する。

- ・患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料
- ・薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費

また、事業実施者において、上記内容に関する薬局からの申請の受付や申請内容の集計、費用の支払い等を行うために必要な経費を補助する。必要な経費は、薬局における薬剤交付支援事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める。

② 補助額

補助額は以下の額を上限とする。

- ・処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されている場合

薬剤の配送に要した費用の全額。

- ・処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載されている場合

薬剤の配送に要した費用のうち、100円を差し引いた額。

※上記の「薬剤の配送に要した費用」は、配送業者を利用した場合は、配送費、薬局の従事者が患者宅等に届けた場合は交通費等の実費額とする。

(2) 本事業の報告書の作成及び実施成果等

本事業の実施後、事業の内容、成果を含んだ最終報告書（任意様式）を作成すること。

2 留意事項について

本事業の実施者は、以下の点に留意して事業を行うこと。

(1) 本事業は、都道府県内の薬局が広く支援を受けられるよう配慮して実施すること。

(2) 本事業の実施期間中、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。

第4 その他の事務手続について

- 1 薬局における薬剤交付支援事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める事業計画書を提出すること。
- 2 上記第3 1（2）で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。
- 3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課と相談すること。

第5 実施期間

本事業の実施開始日は予算成立日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月31日とする。

第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

この要綱は、令和2年4月23日より適用する。

薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点

令和 2 年 4 月 30 日 日本薬剤師会

1. 配送費の支払い等

① 補助対象

事業実施者の所在する都道府県内の薬局において、4月2日事務連絡及び4月10日事務連絡等^(注)に基づき調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の以下の費用を補助する。なお、処方箋発行日にかかわらず、令和2年度補正予算の成立日(4月30日以降)以降に実施されたものが対象となり、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了することに留意する。

- ・ 薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費
- ・ 患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

また、事業実施者において、上記内容に関する薬局からの申請の受付や申請内容の集計、費用の支払い等を行うために必要な経費を補助する。必要な経費は、薬局における薬剤交付支援事業交付要綱(以下「交付要綱」という。)で定める。

(注) 対象となる事務連絡は、以下のとおり。

呼称	事務連絡タイトル	処方箋の取扱い
4月2日事務連絡	新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について	CoV 宿泊
	新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養児の感染管理対策について	CoV 自宅
4月10日事務連絡等 (注)	新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて(4月10日事務連絡)	0410 対応
	歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて(4月24日事務連絡)	

(注) 等：このほかに、今後対象となる事務連絡が発出された場合には、その都度明確化される予定。

② 補助額

補助額は、実施要綱の定める範囲に基づき、以下の通りとする。

なお、最終的な薬局での負担額を上回る額の請求は認められず、請求額には振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含まない。

処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されている場合	薬剤の配送に要した費用の全額
処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載されている場合	薬剤の配送に要した費用のうち、 200 円 を差し引いた額

「薬剤の配送に要した費用」は、以下の通りとする。

○薬局の従事者が患者宅等に届けた場合：

交通費等の実費額相当として、距離を問わず、300 円/1 件とする。
 宿泊療養施設に対し複数人分を同時に届けた場合も「1 件」と考える。

○配送業者を利用した場合：配送料

③ 請求額

薬局から都道府県薬剤師会への請求額は、下表「県薬への請求額」のとおりとする。0410 対応の患者負担分（200 円）は、薬局が患者から徴収すること。

処方箋	配送方法	県薬への請求額	患者負担 ^(注)
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者	300 円	0 円
	配送業者	配送料全額	
	宿泊療養施設の患者に薬局の従事者が届けた場合、複数人分であっても 1 件とし、300 円を都道府県薬剤師会へ請求する。 ※この場合の請求手続きは、以下⑤の【別紙】に全件を記載した上で、代表する 1 件のみに配送料を記載し、それ以外は「0 円」と記載する。		
0410 対応	薬局の従事者	100 円	200 円
	配送業者	配送料-200 円	

(注) 患者負担分は、薬局が患者から徴収する。

④ 配送方法及び配送に関する留意点

配送方法は、患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、また予算には限りがあることから、薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者を使用する方法を検討するものとする。

配送業者を使用する際は、可能な限り安価な方法を優先して用いること。また、新型コロナウイルス感染症患者等への支援という予算の目的に鑑み、宿泊療養及び自宅療養の軽症者への支援が優先されるよう配慮すること。

⑤ 請求に係る手続

薬剤の配送等を行った薬局においては、月ごとの配送等に要した費用等について、翌月 15 日までに事業実施者に実施状況の一覧【別紙】（※）を提出すること。また、当該薬局においては、申請に当たって、申請の根拠となる資料を保存しておくこと。

（根拠となる資料の例）

- ・ 処方箋の写し（備考欄に 0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊等が記載されているもの）
- ・ 配送料の金額がわかるもの（伝票控え、配送業者からの請求書等）

※【別紙】電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧

4 月 10 日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」における検証に用いることを想定。

⑥ 請求にあたっての留意点

- ・ 「0410 対応」と記載された処方箋であっても、患者が来局した場合には 0410 対応として扱わないため、⑤の手続きには含めないこと。
- ・ 一部負担金の授受に伴う手数料（振込手数料、代引き手数料等）については、支援の対象外（患者の自己負担）。
- ・ 本事業の支援対象となる配送業者は、いわゆる宅配便を想定しており、宅配便より高価な運送サービスによる受取を希望する場合には支援の対象外（患者の自己負担）とする。

⑦ 事業の開始・終了時期

本事業は、予算成立日以降に開始（予算成立日以降の配送料等を支援）し、本年度末まで実施する。

但し、予算の範囲内での実施であることから、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了することに留意する。また、事業の終了が年度末であることから、支援対象は最大でも 2 月末日分まで（3 月 15 日締め切り）

となることに留意する。

⑧ 事業費の精算時期

本年度末までの事業実施後、基準額を上限として、要した費用を事業実施者に精算する予定。

事業実施者（都道府県薬剤師会）から薬局に対する費用の精算は、⑦に記載した終了時期以降を予定。

2. その他

- ・経費所要額調書（例）、事業計画書（例）を添付するので、都道府県薬剤師会における事業の実施に当たって参考とされたい。
- ・電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況については、概ね 1 か月単位で、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より報告の求めがある予定。

以上

[参考] 薬局における患者への案内内容（例）

- ◆ 新型コロナウイルスの感染防止のための特別な措置として、ご自宅のまま、電話等でお薬の説明、お薬の受け取りが可能となりました。
- ◆ 薬の配送料は、通常は患者さんのご負担ですが、新型コロナウイルス感染症の対策として、期間限定で、国からその費用が補助されることとなりました。
- ◆ 配送方法については、薬局の指定となりますので、ご了承ください。
- ◆ 支払いに関する手数料（振込手数料など）は補助の対象外で、患者さんのご負担となります。

区分	案内方法の例
新型コロナウイルス感染症の軽症者で、宿泊療養または自宅療養の方	全額補助対象
上記以外の方（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご自宅でのお薬の説明、薬の受取りをご希望の方）	<u>200円患者負担</u> 、残額は補助対象

（注）お薬の種類によっては配送が困難な場合があり、薬局への来訪をいただくことがあります。

別添 4

(例)

●年●月●日

各 位

(薬局開設者、管理者等あて)

●● (都道府県) 薬剤師会

●● ●● ●●

新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の
時限的・特例的な取扱いに係る、薬剤の配送料に係る国費支援について

- ・平素より～
- ・新型コロナウイルスの感染防止のための非常時の対応としての、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の時限的・特例的な取扱いについては、令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡（以下、「0410 事務連絡」）等により示されているところです。
- ・0410 事務連絡においては、患者が、薬局において電話や情報通信機器による服薬指導等を希望する場合、処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載され、薬局はそれに基づき電話や情報通信機器を用いた服薬指導を行い、配送等により患者に薬剤を渡す、とされています。
- ・また、自宅療養または宿泊療養する新型コロナウイルス感染症患者に対して医薬品が処方される場合は、処方箋の備考欄に「CoV 自宅」または「CoV 宿泊」と記載され、同様の対応を行うとされています。
- ・通常、患者に薬剤の配送等を行う場合の配送料については、療養の給付と直接関係のないサービスとして患者から徴収できるものでありますが、4月30日に成立した令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症患者等への支援として、「電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する」ための費用が措置されました。
- ・これを受け、「薬局における薬剤交付支援事業」が実施されることとなり、本県においては●● (都道府県) 薬剤師会が事業実施者となり、別紙のとおり、配送に係る費用の支援事業を実施することとなりました。

- ・各薬局におかれましては、別紙を十分にご理解いただき、示された手順に沿って、配送に係る費用の請求手続きを行っていただくよう、ご案内いたします。
- ・なお、本事業は令和 2 年度補正予算の範囲内で実施されるものであり、予算 457,545 千円のうち、本県における予算は●円となっています（事務経費を含む）。支援の対象となるのは予算成立日（4月30日）以降のものとなり、また、事業の実施期間中に予算上限に達した場合には、その時点で国費による支援は終了し、薬剤の配送に係る費用については通常の取り扱いとなることをあらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。
- ・また配送方法に関しては、患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、また予算には限りがあることから、薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者の使用（可能な限り安価な方法）を検討してください。
- ・また、本事業により把握された「電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況」は、0410 事務連絡による対応の実績等の評価に活用することとされており、重要なデータとなりますので、各位のご協力をお願いいたします。
- ・都道府県薬剤師会の会員・非会員問わず補助の対象となります。本事業に関する情報は●●●●（ホームページ等）に掲載予定ですので、ご確認ください。